

事 務 連 絡  
平成 2 2 年 3 月 2 日

介護保険事業関係団体 あて

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
振 興 課  
老人保健課

高齢者施設等における耳朶穿刺時等の微量採血のための穿刺器具の取扱いに  
ついて

標記について、当省医政局指導課長及び医薬食品局安全対策課長より別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知されているところです。

ついては、関係者への周知方よろしく申し上げます。

なお、別途、都道府県高齢者保健福祉・介護保険主管課に通知していることを申し添えます。